

議案第20号

大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月6日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市附属機関設置条例及び大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(大田原市附属機関設置条例の一部改正)

第1条 大田原市附属機関設置条例(平成25年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

大田原市認知症初期集中支援チーム検討委員会	大田原市認知症初期集中支援チームの活動状況の検討等に関する事務
大田原市生涯活躍のまち推進協議会	生涯活躍のまちの推進に関する事務

」

を

「

大田原市認知症初期集中支援チーム検討委員会	大田原市認知症初期集中支援チームの活動状況の検討等に関する事務
-----------------------	---------------------------------

」

に改める。

(大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「条例は」の次に「、他の条例に定めるもののほか」を加える。

別表中

「

産業医	月額 30,000円
-----	------------

」

を

「

産業医	月額 40,000円 出庁日額 20,000円
-----	----------------------------

」

に改め、同表生涯活躍のまち推進協議会委員の項及び勤労青少年ホーム運営委員会委員の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。